



# 竹林の風

栃木県教育委員会事務局  
河内教育事務所  
平成24年11月20日  
発行責任者 高橋正彦

## 移動博物館で体験活動の充実を図ってみませんか

○栃木県立博物館では、館外活動の一つとして『学校移動博物館』を実施しています。

各地区の公立小学校で、児童の学習内容に直接関連する資料や、博物館でなければ得られない資料を展示したり、体験学習コーナーを設置したりして児童の学習支援をしています。展示物は、子どもたちが身近に博物館資料の観察ができるように配慮され、多くは本物の資料に触れることができるようになっています。

さらに、石臼を使ったきな粉づくりや原始火おこし体験、十二単、鎧の着付けなど本物の体験ができるように配慮されています。

県内各地で実施しておりますので、河内教育事務所管内では年間1校程度の割り当てにしかありませんが、興味のある小学校は、ふれあい学習課(626-3183)まで御連絡ください。



今年度、上河内東小学校の様子

## いじめのサインを素早くとらえる組織的体制を

○いじめの問題に対する緊急調査では、いじめの認知件数が、4か月で既に昨年度1年間の数を超えた結果になりました。このことは一連の報道により、いじめに対する問題意識が高まったものと考えられます。

いじめは人間関係の中で発生し、どこにでも誰にでも起こりうるものです。

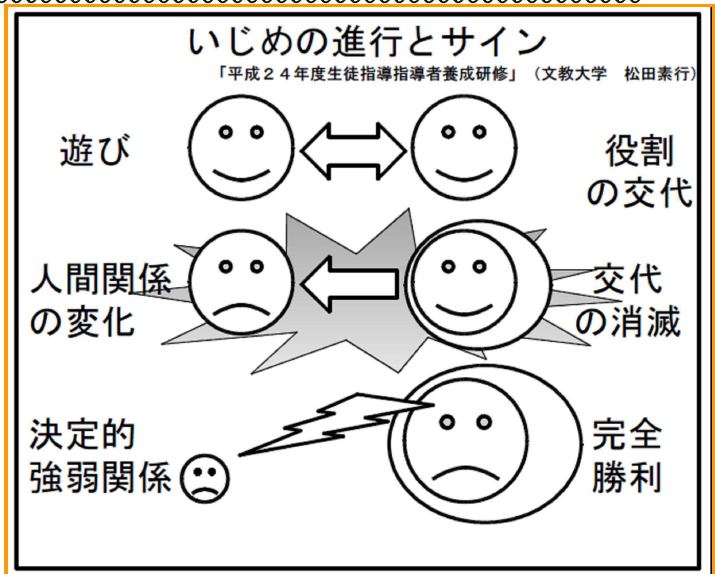
そのメカニズムの例として、右図のような流れが考えられます。

遊び等で、役割の交代が公平に行われていた関係が、片方に仲間ができるなどによって力関係に偏りが生じます。そのうち役割の交代が消滅し、やがて完全な強弱の関係がつけられていくのです。

いじめの解消を図るには、深刻にならないうちの対応、いわゆる「早期発見・早期対応」が重要です。

子どもたちの人間関係に変化が生じたとき、いかに素早く察知し、対応できるかが鍵となります。

そのためにも、全教職員で積極的な情報の把握・児童生徒理解に努め、組織的に取り組むことが大切です。



# 特別支援教育の充実に向けて

○近年、児童生徒数が減少しているにもかかわらず、特別支援学級在籍及び通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加しています。また、通常の学級においても、在籍しているLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒への指導の充実が課題になっています。そこで、以下の3点について重点化を図り、各学校での特別支援教育の充実をお願いします。

## ① 通常の学級における指導の充実

障害の有無にかかわらず、子どもたち一人一人の力が最大限生かせるように、学習指導や児童生徒指導が適切に行われていることが大切です。「安心感」と「わかりやすさ」を高める指導を目指すことが、特別支援教育の充実につながります。

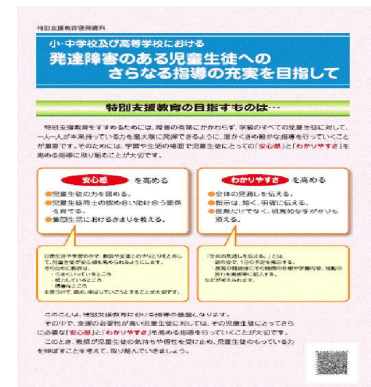
## ② 特別支援教育についての理解

子どもたちにきめ細やかな指導を行っていくためには、児童生徒一人一人についての理解を深めることが重要です。子どもたちについて全教職員で客観的・多面的理解に努め、具体的な手立てを持って支援できることが大切です。また、支援の手立てを共有するために、「個別の指導計画」を作成し、活用することも効果的です。

## ③ 特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援教育の充実のためには、すべての教職員が特別支援教育に関する理解、なかでも発達障害のある児童生徒への指導に関する一定の知識・技能を有していることが必須です。校内研修での位置づけやセンター等での各種研修を積極的にご活用いただきたいと思います。

なお、以下のような参考資料がありますので、ご活用ください。



「学業指導の充実に向けて」H24.3

特別支援教育啓発資料リーフレット

「気になる子どもの理解からその具体的な指導へ」  
「発達障害のある児童生徒へのさらなる指導の充実を目指して」

# あなたの教員免許、大丈夫ですか？

○平成21年4月から導入された教員免許更新制ですが、4年目を迎えた今年、「更新講習を受けたにもかかわらず、更新講習を終了したことを免許管理者（都道府県教育委員会）に申請しなかったため、教員免許が失効し、教員の職を失職する」という記事が新聞に掲載されました。

右図の「免許更新の手続の流れ」を再度確認いただき、更新漏れのないようお願いします。

📧 本紙についてのご意見ご感想をお待ちしております

E-Mail kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

## 免許更新手続の流れ

- ① 終了確認期限の確認（年齢に応じて定められている）  
↓
- ② 更新講習を受講・終了（終了確認期限の2年2か月前から2か月前まで）  
↓
- ③ 更新講習終了確認の申請（終了確認期限の2か月前まで）  
↓
- ④ 更新講習終了確認証明書を受け取る